

交通誘導員の確保に関する取扱試行要領「Q&A」

Q1 自家警備を行う際、「元請 A 社の施工現場では A 社が交通誘導を行い、下請 B 社の施工現場では B 社が交通誘導を行う」のが困難なため、全て元請 A 社で交通誘導を行いたいが問題はあるか。

A1 自社の施工現場の自家警備に他社の従業員を配置した場合、労働者派遣法違反に該当する恐れがあります。労働者派遣法違反になると罰則が適用されます。

Q2 同一現場で複数業者（例：元請+下請）が施工する場合、自家警備としてどの業者の従業員を配置すべきか。

A2 主たる工事の業者で自家警備を行うことが考えられます。いずれの場合も、労働者派遣法に抵触しないよう留意してください。

Q3 交通誘導安全講習会は、一度受講すれば以後は受講する必要はないか。（受講証明書に有効期限はあるか。）

A3 令和4年度静岡県交通誘導安全対策協議会において、現行の3年の有効期間を5年に延長することとなりました。このため、要領第7条に受講証明書の有効期間を明記し、今後新規に受講する講習会は有効期限を5年間とします。

Q4 交通誘導安全講習会は次年度以降も開催する予定はあるか。

A4 引続き開催を予定しています。詳細は（一社）静岡県建設業協会にお問い合わせください。

Q5 交通誘導警備員が確保できなかったことの証明として、警備業者3社との交渉のみ行えばよいか。静岡県警備業協会への情報提供依頼は必要か。

A5 警備業協会への依頼も必要です。警備業者からの警備員確保を優先するため、3社との交渉で確保できなかった場合は「交通誘導警備員確保のための情報提供依頼」を協会へ送付してください。

Q6 確保できなかった理由として、警備会社の見積単価が設計単価と乖離していた場合も対象となるのか。

A6 大きな乖離があった場合には理由として考えられますが、監督員にもご確認ください。

Q7 特記仕様書が添付された工事は、全て自家警備の対象となるか。

A7 特記仕様書は、自家警備の可能性に限らず交通誘導を行う全ての工事に添付するため、交通誘導員の配置計画を立てた段階で対象工事に該当するか確認してく

ださい。

Q8 指定路線以外であれば、交通量が多い路線でも対象となるのか。

A8 道路の交通量や車線数等に関する制限は設けないため、対象となります。ただし、現場条件によっては安全面で支障が生じるケースが考えられます。このため、対象工事に該当することの確認も含め、事前に監督員と相談してください。

Q9 自家警備を行う際の服装に規則はあるか。

A9 特に決まりはありませんが、交通誘導の安全確保のため、他の作業員と区別できる服装（腕章やベスト等の着用）で行ってください。ただし、警備員や警察等と混同されるような服装は控えてください。

Q10 自家警備の実施後、配置された誘導員の総数等の実績はどのように確認すればいいか。

A10 監督員は、工事記録簿及び代表写真より実績確認を行ってください。自家警備を実施した業者は、工事記録簿の各日付欄に誘導員の氏名を記入してください。